

様式第2号の1-①【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の1-②を用いること。

学校名	新潟食料農業大学
設置者名	学校法人新潟総合学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

学部名	学科名	夜間・ 通信 制の 場合	実務経験のある 教員等による 授業科目の単位数				省令 で定 める 基準 単位 数	配 置 困 難
			全学 共通 科目	学部 等 共通 科目	専門 科目	合計		
食料産業学部	食料産業学科	—	—	14	—	—	13	—
(備考)「実務経験のある教員等による授業科目」のシラバスには、どのような実務経験をもつかの具体を記載している。								

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

本学 WEB サイトの下記 URL（修学支援新制度に関する申請書等）にて公表 https://nafu.ac.jp/overview/disclose/educational-info

3. 要件を満たすことが困難である学部等

学部等名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	新潟食料農業大学
設置者名	学校法人新潟総合学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

本学 WEB サイトの下記 URL（事業報告書）にて公表 https://nafu.ac.jp/overview/disclose/financial-data.html
--

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
常勤	医療法人理事長	2025.6.10 ～ 2027 年度の 定時評議員会 終結の時まで	法人代表
非常勤	株式会社役員	2025.6.10 ～ 2027 年度の 定時評議員会 終結の時まで	理事長補佐
非常勤	学校法人理事	2025.6.10 ～ 2027 年度の 定時評議員会 終結の時まで	理事長補佐
非常勤	学校法人理事	2025.6.10 ～ 2027 年度の 定時評議員会 終結の時まで	組織運営体制へのチ ェック機能等
非常勤	株式会社役員	2025.6.10 ～ 2027 年度の 定時評議員会 終結の時まで	組織運営体制へのチ ェック機能等
(備考)			

様式第 2 号の 3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	新潟食料農業大学
設置者名	学校法人新潟総合学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)	
1. 作成過程 本学が開設する全授業科目について、シラバスを作成し、下記 URL のポータルサイトにおいて公表している。なお、ポータルサイト上のシラバスの閲覧は、学外者の閲覧も可能である。 また、【授業概要】、【到達目標】、【授業計画】、【評価方法】、【教科書】【事前・事後学習】、【実務家教員担当科目明示】等の決められた記載方法を明示したガイドラインを作成し、各授業担当教員が決められた書き方でシラバスを作成するよう徹底している。 2. 作成・公表時期 シラバスの作成は例年、前年度 11 月から開始し、公開時期は、新年度開始前の 3 月下旬としている。	
授業計画書の公表方法	本学 WEB ポータルサイトにて公表。授業科目名を入力して閲覧でき、学外者の閲覧も可能) https://unipa.nafu.ac.jp/uprx/up/pk/pky001/Pky00101.xhtml
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

「新潟食料農業大学食料産業学部食料産業学科履修規程」(抜粋)に則り、試験の実施および成績評価、単位認定を厳格かつ適正に行っている。

(単位の授与)

第11条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 演習、実験及び実習については、平常の学修の成績及び出席状況等に基づいて、所定の単位を与えることができる。

(試験の種類)

第12条 試験は、定期試験、追試験及び再試験とする。

(定期試験)

第13条 定期試験とは、履修した科目の授業が終了する学期の中間又は学期末の試験期間に行う試験をいう。

2 定期試験の実施日時は、原則として試験期間初日の2週間前までに一括して公示する。

3 教育上有益と認めるときは、授業科目の平常の学修の成績又は授業科目担当教員が提出させたレポート等の成績等をもって、定期試験に代えることができる。

4 定期試験の結果及び前項の成績の結果は、「合格」・「不合格」または「再試験」で公示する。

5 定期試験の結果には、必要に応じ授業科目の平常の学修の成績、出席状況及び授業科目担当教員が提出させたレポート等の成績等を加味することができる。

(追試験)

第14条 追試験とは、病気、その他やむを得ない理由によって授業科目の定期試験を受けることができなかった学生に対して、当該授業科目について行わなければならない試験をいう。

2 追試験を受験しようとする学生は、所定の受験申請書を速やかに学務課に提出しなければならない。

3 学務課は、授業科目担当教員と協議した上で、追試験の実施日時を公示するとともに、申請者に通知する。

4 教育上有益と認めるときは、授業科目担当教員が新たに提出させるレポート等の成績等をもって、追試験に代えることができる。

5 追試験の結果及び前項の成績の結果は、「合格」・「不合格」または「再試験」で公示する。

6 追試験の結果には、必要に応じ授業科目の平常の学修の成績、出席状況及び授業科目担当教員が提出させたレポート等の成績等を加味することができる。

(再試験)

第15条 再試験とは、定期試験、追試験の結果において、要再試験とされた授業科目がある学生に対して、当該授業科目について、改めて行う試験をいう。

2 要再試験とされた学生に対する再試験の実施日時は、授業担当教員と学務課が協議した上で公示する。なお、再試験を次学期以降に行う場合には、学期の末日までに公示する。

3 教育上有益と認めるときは、授業科目担当教員が新たに提出させるレポート等の成績等をもって、再試験に代えることができる。

4 再試験の結果及び前項の成績の結果は、「合格」・「不合格」または「再試験」で公示する。

(試験の受験資格)

第16条 次の各号に該当する学生は、履修登録した授業科目の受験を認めないことがある。

(1) 授業料を滞納している者

(2) 授業の出席時間数が、授業の総時間数の3分の2未満の者

(成績評価および単位認定)

第17条 成績評価および単位認定は、授業科目の担当教員が行う。

2 定期試験、追試験の結果を踏まえて定める授業科目の成績は、以下のとおりとする。なお、再試験の結果を踏まえて定める授業科目の成績は、評価区分Cを上限として区分する。

【点数区分】 【評価区分】 【単位認定】

100～90点	A+	合格
89～80点	A	合格
79～70点	B	合格
69～60点	C	合格
59～0点	D	不合格

3 点数が59点以下の場合、要再試験として評価区分の確定を保留し、再試験の成績によって評価区分を決定することができる。

4 正当な理由なく再試験を受けなかった学生の成績は0点とし、評価区分はDとする。

(成績評価の報告)

第18条 授業科目担当教員は、指定の期日までに成績と評価区分を所定の様式に記入して学務課に提出し、教務委員会の確認を経なければならない。

2 教務委員長は学長の求めに応じて報告しなければならない。

(不正行為に対する罰則)

第19条 試験において不正行為を行った学生に対しては、当該授業科目又は当該学期の全履修科目の評価区分をDとした上で、学則第45条の規定に基づいて懲戒する。

(学外実習に対する罰則)

第20条 学外実習において情報倫理に反する行為を行った学生に対しては、当該学外実習科目又は当該学期の全履修科目の評価区分をDとした上で、学則第45条の規定に基づいて懲戒する。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施については、下記のとおり学生に配布している「履修の手引き」にて、成績評価における GPA の指標を記載し、オリエンテーション時に学生に対して周知を行っている。 【GPA (グレード・ポイント・アベレージ) 制度】(本学、「履修の手引き」から抜粋) GPA (グレード・ポイント・アベレージ) 制度は、下記を目的としている。 ・自己の学修状況の評価目安とすること ・学習成果を明確にすること ・履修登録に責任をもつこと ※グレード・ポイント (GP) とは、本学にて履修した科目の成績に限り付与されるポイントで、下記のとおり換算。単位互換された科目や既修得単位として認定された科目など、他大学等にて履修した科目の成績は対象外 ※一定の GPA に達している学生に対して、CAP 制度を緩和し、より多様な科目履修を行うことにより、学修意欲を喚起する仕組みを設けている ※下記の換算ポイントから GPA を算出する方法は以下のとおり。 (各科目の単位数 × GP) の合計 ÷ (履修登録した科目の単位数の合計) <点数評価判定 GP> <table><tr><td>90 点以上</td><td>A+</td><td>合格</td><td>4</td></tr><tr><td>80 点以上 90 点未満</td><td>A</td><td>合格</td><td>3</td></tr><tr><td>70 点以上 80 点未満</td><td>B</td><td>合格</td><td>2</td></tr><tr><td>60 点以上 70 点未満</td><td>C</td><td>合格</td><td>1</td></tr><tr><td>60 点未満</td><td>D</td><td>不合格</td><td>0</td></tr></table>				90 点以上	A+	合格	4	80 点以上 90 点未満	A	合格	3	70 点以上 80 点未満	B	合格	2	60 点以上 70 点未満	C	合格	1	60 点未満	D	不合格	0
90 点以上	A+	合格	4																				
80 点以上 90 点未満	A	合格	3																				
70 点以上 80 点未満	B	合格	2																				
60 点以上 70 点未満	C	合格	1																				
60 点未満	D	不合格	0																				
客観的な指標の算出方法の公表方法		・学生に「履修の手引き」を配布し、GPA について上記の内容を掲載。 ・本学 WEB サイトの下記 URL (修学支援新制度に関する申請書等) にて公表 https://nafu.ac.jp/overview/disclose/educational-info.html																					
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。																							

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

学則第 41 条及び本学履修規程に定める卒業要件を満たし、かつ、ディプロマ・ポリシーに適った学生を対象として、卒業判定代議員会の審議を経て、学長が卒業を認定することとしている。また、卒業を認定された者に対しては、学則第 42 条に定める学位を授与することとしている。

1. 新潟食料農業大学ディプロマ・ポリシー (卒業認定方針)

(1) 知識・理解

食品や農産物に関わる専門知識を有し、それらの生産から加工、販売までを一連のフードチェーンとして捉え、成長産業としての食料産業を理解することができる。

(2) 思考・判断

修得した専門知識に基づき、食料産業において、マーケットインの発想をもって、新たなビジネス創造を指向することができる。

(3) 関心・意欲

国内外の食料、農業、経済、環境をはじめとする社会の情勢に関心をもち、諸課題を解決する意欲を有することができる。

(4) 態度

食料・農業に関する新たな価値を創出し、地域の活性化や社会の発展に寄与することができる。

(5) 技能・表現

サイエンス・テクノロジー・ビジネスの能力を兼ね備え、自らの思考・判断の経緯や結果を論理的に説明でき、他者と協力して物事に取り組み成果を導くことができる。

2. 新潟食料農業大学 食料産業学部食料産業学科履修規程 (抜粋)

【2022 年度以前入学】

<卒業要件>

教養科目群・基礎科目群・共通科目群から 80 単位以上、専門基礎科目群・専門科目群から 48 単位以上を修得し合計 128 単位以上を修得すること。

合計128単位以上を修得すること。

〔アグリコース〕

教養科目群・基礎科目群・共通科目群から必修 76 単位を含め 80 単位以上

専門基礎科目群・専門科目群からコース必修 45 単位を含め 48 単位以上

〔ビジネスコース〕

教養科目群・基礎科目群・共通科目群から必修 76 単位を含め 80 単位以上

専門基礎科目群・専門科目群からコース必修 46 単位を含め 48 単位以上

〔アグリコース〕

教養科目群・基礎科目群・共通科目群から必修 76 単位を含め 80 単位以上

専門基礎科目群・専門科目群からコース必修 45 単位を含め 48 単位以上

<履修科目の登録上限>

1 年次・2 年次:48 単位 (年間) 3 年次・4 年次:45 単位 (年間)

【2023 年度以降入学】

<卒業要件>

教養科目群・基礎科目群・共通科目群から 80 単位以上、専門基礎科目群・専門科目群から 48 単位以上を修得し合計 128 単位以上を修得すること。

〔アグリコース〕

教養科目群・基礎科目群・共通科目群から必修 65 単位を含め 80 単位以上

専門基礎科目群・専門科目群からコース必修 35 単位を含め 48 単位以上 〔ビジネスコース〕 教養科目群・基礎科目群・共通科目群から必修 65 単位を含め 80 単位以上 専門基礎科目群・専門科目群からコース必修 30 単位を含め 48 単位以上 〔フードコース〕 教養科目群・基礎科目群・共通科目群から必修 65 単位を含め 80 単位以上 専門基礎科目群・専門科目群からコース必修 34 単位を含め 48 単位以上 合計 128 単位以上を修得すること。 <履修科目の登録上限> 1 年次～4 年次:48 単位（年間）	
卒業の認定に関する 方針の公表方法	・学生に「履修の手引き」を配布し、卒業要件について上記の内容を掲載。 ・本学 WEB サイトの下記 URL（修学支援新制度に関する申請書等）にて公表 https://nafu.ac.jp/overview/disclose/educational-info.html

様式第2号の4-①【(4)財務・経営情報の公表(大学・短期大学・高等専門学校)】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の4-②を用いること。

学校名	新潟食料農業大学
設置者名	学校法人新潟総合学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://nafu.ac.jp/overview/disclose/financial-data
収支計算書又は損益計算書	https://nafu.ac.jp/overview/disclose/financial-data
財産目録	https://nafu.ac.jp/overview/disclose/financial-data
事業報告書	https://nafu.ac.jp/overview/disclose/financial-data
監事による監査報告(書)	https://nafu.ac.jp/overview/disclose/financial-data

2. 事業計画(任意記載事項)

単年度計画(名称:	対象年度:	)
公表方法:		
中長期計画(名称:	対象年度:	)
公表方法:		

3. 教育活動に係る情報

(1) 自己点検・評価の結果

公表方法: 大学 WEB サイトの下記 URL にて公表 URL: https://nafu.ac.jp/overview/hyouka/hyouka.html
--

(2) 認証評価の結果(任意記載事項)

公表方法: 大学 WEB サイトの下記 URL にて公表 URL: https://nafu.ac.jp/overview/hyouka/entry-7399.html
--

(3) 学校教育法施行規則第172条の2第1項に掲げる情報の概要

①教育研究上の目的、卒業又は修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

学部等名 食料産業学部食料産業学科
教育研究上の目的(公表方法: 本学 WEB サイトの下記 URL(教育の目的)で公表 https://nafu.ac.jp/overview/spirit)
(概要) 食料・農業分野において、課題の解決と新しい時代の産業を創出するためのサイエンス・

テクノロジー・ビジネスの能力を兼ね備えた人材を育成するとともに、実社会に直結する研究開発を行う。

卒業又は修了の認定に関する方針

公表方法：本学 WEB サイトの下記 URL（ディプロマ・ポリシー）で公表

<https://nafu.ac.jp/overview/spirit>

（概要）

●ディプロマ・ポリシー（卒業認定方針）

1. 知識・理解

食品や農産物に関わる専門知識を有し、それらの生産から加工、販売までを一連のフードチェーンとして捉え、成長産業としての食料産業を理解することができる。

2. 思考・判断

修得した専門知識に基づき、食料産業において、マーケットインの発想をもって、新たなビジネス創造を指向することができる。

3. 関心・意欲

国内外の食料、農業、経済、環境をはじめとする社会の情勢に関心をもち、諸課題を解決する意欲を有することができる。

4. 態度

食料・農業に関する新たな価値を創出し、地域の活性化や社会の発展に寄与することができる。

5. 技能・表現

サイエンス・テクノロジー・ビジネスの能力を兼ね備え、自らの思考・判断の経緯や結果を論理的に説明でき、他者と協力して物事に取り組み成果を導くことができる。

教育課程の編成及び実施に関する方針

公表方法：本学 WEB サイトの下記 URL（カリキュラム・ポリシー）で公表

<https://nafu.ac.jp/overview/spirit>

（概要）

●カリキュラム・ポリシー（教育課程編成方針）

【2022 年度以前入学】

食料産業学部食料産業学科の教育課程は、食・農・ビジネスを総合的に学ぶ「共通課程」と、それぞれの専門的理解と実践力を高める「コース課程」の 2 つの課程を並行して編成し、有機的に連動させることにより、食・農・ビジネスに関する知識と技術を修得することを目的とする。

1. 共通課程

共通課程は教養科目群、基礎科目群、共通科目群の 3 群の科目から構成し、入学から卒業に至るすべての年次に配置する。また、4 年間を通じて、社会人としての幅広い教養、国際社会で活躍し得る能力、そして食・農・ビジネスを総合的に捉え新しい価値を創出し社会の発展に寄与できる能力を身につける。

2. コース課程

コース課程は専門基礎科目群と専門科目群の 2 群の科目から構成し、コース分属となる 2 年次から 4 年次まで、それぞれ段階的に配置する。

専門基礎科目群ではそれぞれの専門分野における基礎知識の修得を目的とした科目を配置し、専門科目群では、実用性の高い専門知識の修得を目的とした講義科目や、高い実践力の修得を目的とした実験・実習・演習科目を配置する。そして専門学習の集大成として卒業研究を完成し、学位の取得を目指す。

各コースの教育課程編成方針は次のとおりとする。

(1) アグリコース

アグリコースは「栽培科学領域」と「植物分子科学領域」の2領域を設ける。植物の生命現象を理解し、科学的根拠に基づいた判断力と農業の可能性を追究する能力を身につけるために、「栽培科学領域」には植物の生命現象、栽培、環境などに関する科目を配置し、「植物分子科学領域」には分子・遺伝子・個体・群集レベルにおける植物の生理、環境適応、遺伝、育種、疾病、病原体などに関する科目を配置する。

(2) ビジネスコース

ビジネスコースは「食産業学領域」と「経営学領域」の2領域を設ける。フードチェーンを総合的に理解し、マーケットインの発想に基づいた食品産業と農業の可能性を追究する能力を身につけるために、「食産業学領域」には食品産業と農業に関わるビジネスや政策に関する科目を配置し、「経営学領域」にはファイナンス、会計、ビジネスプラン、マーケティングをはじめとする企業活動などに関する科目を配置する。

(3) フードコース

フードコースは「食品科学領域」と「食品プロセス学領域」の2領域を設ける。食品のおいしさと機能を理解し、科学的根拠に基づいた判断力と食品の可能性を追究する能力を身につけるために、「食品科学領域」には食品の栄養・機能・成分などに関する科目を配置し、「食品プロセス学領域」には食品の保蔵・利用・製造・品質などに関する科目を配置する。

【2023年度以降入学】

食料産業学部食料産業学科の教育課程は、食・農・ビジネスを総合的に学ぶ「共通課程」と、それぞれの専門的理解と実践力を高める「コース課程」の2つの課程を並行して編成し、有機的に連動させることにより、食・農・ビジネスに関する知識と技術を修得することを目的とする。

1. 共通課程

共通課程は教養科目群、基礎科目群、共通科目群の3群の科目から構成し、入学から卒業に至るすべての年次に配置する。

4年間を通じて、社会人としての幅広い教養、国際社会で活躍し得る能力、そして食・農・ビジネスを総合的に捉え新しい価値を創出し社会の発展に寄与できる能力を身につける。

2. コース課程

コース課程は専門基礎科目群と専門科目群の2群の科目から構成し、コース分属となる2年次から4年次まで、それぞれ段階的に配置する。

専門基礎科目群ではそれぞれの専門分野における基礎知識の修得を目的とした科目を配置し、専門科目群では、実用性の高い専門知識の修得を目的とした講義科目や、高い実践力の修得を目的とした実験・実習・演習科目を配置する。そして専門学習の集大成として卒業研究を完成し、学位の取得を目指す。

各コースの教育課程編成方針は次のとおりである。

(1) アグリコース

アグリコースは「環境園芸学領域」、「持続栽培学領域」「農業生物学領域」の3領域を設ける。植物の生命現象を理解し、科学的根拠に基づいた判断力と農業の可能性を追究する能力を身につけるために、「環境園芸学領域」には、野菜、果樹、花などの園芸品目を対象とし、環境に配慮した栽培や品種育成、スマート農業などに関する科目を配置する。「持続栽培学領域」には、環境負荷を軽減し、かつ持続性の高い作物生産の基礎となる土壌、肥料、有機栽培、昆虫、農薬、農業気象などに関する科目を配置する。

(2) ビジネスコース

(3) フードコース

入学者の受入れに関する方針

<https://nafu.ac.jp/overview/spirit>

●アドミッション・ポリシー（入学受入方針）

- 入学後の修学に必要な高等学校卒業相当の語学力や理数系の基礎学力を有する者。

- 様々な物事に常に好奇心をもって取り組み、多面的に思考し判断することができる者。

- 食と農に関する広い興味を有し、新しい理論・技術・物事の捉え方の学習や研究に関心を有する者。

- 多様な考え方や行動を尊重し、共感的理解を得ようとする態度を有する者。

- 自分の意見をわかりやすく表現し、他者と協力して物事に取り組むことができる者。

公表方法：本学 WEB サイトの下記 URL にて公表

a. 教員数（本務者）

学部等の組織の名称	学長・副学長	教授	准教授	講師	助教	助手 その他	計
－	3人	－					3人
食料産業学部	－	12人	3人	7人	4人	0人	26人
							29人

b. 教員数（兼務者）		
学長・副学長	学長・副学長以外の教員	計
0 人	39 人	39 人
各教員の有する学位及び業績 （教員データベース等）	公表方法： ・大学ホームページ https://nafu.ac.jp/faculty/foodindustry-teacher/ ・研究者総覧（大学への資料請求により入手可） ・年報 https://nafu.ac.jp/overview/disclose/annual-report.html	
c. F D（ファカルティ・ディベロップメント）の状況（任意記載事項）		

④ 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

a. 入学者の数、収容定員、在学する学生の数等								
学部等名	入学定員 (a)	入学者数 (b)	b/a	収容定員 (c)	在学生数 (d)	d/c	編入学 定員	編入学 者数
食料産業学部	180 人	138 人	76.7%	720 人	556 人	77.2%	若干名	3 人
合計	180 人	138 人	76.7%	720 人	556 人	77.2%	若干名	3 人
(備考)								

b. 卒業者数・修了者数、進学者数、就職者数				
学部等名	卒業者数・修了者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
食料産業学部	143 人 (100%)	4 人 (2.8%)	132 人 (92.3%)	7 人 (4.9%)
食料産業学 研究科	4 人 (100%)	1 人 (25.0%)	1 人 (25.0%)	2 人 (50.0%)
合計	147 人 (100%)	5 人 (3.4%)	133 人 (90.5%)	9 人 (6.1%)
(主な進学先・就職先) (任意記載事項)				
株式会社ブルボン、ユキグニファクトリー株式会社、ホクト株式会社、山崎製パン株式会社、農林水産省				
(備考)				

c. 修業年限期間内に卒業又は修了する学生の割合、留年者数、中途退学者数（任意記載事項）					
学部等名	入学者数	修業年限期間内 卒業・修了者数	留年者数	中途退学者数	その他
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)

	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
合計	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
(備考)					

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

(概要) 本学が開設する全授業科目について、シラバスを作成し、ポータルサイトにおいて学内外に公表している。シラバスの作成にあたっては、授業科目担当教員に「シラバス作成ガイドライン」を配布し、【授業の概要】【到達目標】【授業計画】【成績評価方法】【事前事後学習】等の決められた記載事項について必ず記載するよう義務付けている。 また、本学の授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画についてはカリキュラム・ポリシーに則り、策定されている。また、開設年度のみならず、次年度以降の開講科目のシラバスについても掲載しており、学生が4年間の履修計画を策定できるように配慮している。 また、全授業科目のシラバスにおいて、ディプロマ・ポリシーと各授業科目との関連性をシラバスに明記し、且つ、ディプロマ・ポリシーの全文も明記することにより、学生がディプロマ・ポリシーとの関係性を確認できるようにしている。

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

(概要) <学修の成果に係る評価基準> 本学では成績の客観的指標としてGPAを導入し、成績評価のA+ (4点)・A (3点)・B (2点)・C (1点)までを合格、D (0点)を不合格としている。また、一定のGPAに達している学生に対して履修科目単位数の上限(CAP制)を緩和しており、より多様な科目履修が可能となり、学修意欲を喚起する制度を設けている。 <卒業の認定に当たっての基準> 学則第41条及び本学履修規程に定める卒業要件を満たし、かつ、ディプロマ・ポリシーに適った学生を対象として、卒業判定代議員会の審議を経て、学長が卒業を認定する。卒業を認定された者に対しては、学則第42条に定める学位を授与する。 ●ディプロマ・ポリシー (卒業認定方針) 1. 知識・理解 食品や農産物に関わる専門知識を有し、それらの生産から加工、販売までを一連のフードチェーンとして捉え、成長産業としての食料産業を理解することができる。 2. 思考・判断 修得した専門知識に基づき、食料産業において、マーケットインの発想をもって、新たなビジネス創造を指向することができる。 3. 関心・意欲 国内外の食料、農業、経済、環境をはじめとする社会の情勢に関心をもち、諸課題を解決する意欲を有することができる。 4. 態度 食料・農業に関する新たな価値を創出し、地域の活性化や社会の発展に寄与することができる。

学部名	学科名	卒業又は修了に必要な となる単位数	G P A制度の採用 (任意記載事項)	履修単位の登録上限 (任意記載事項)
食料産業学部	食料産業学科	128 単位	有	(2022 年度以前入学) 1・2 年次 48 単位 3・4 年次 45 単位 (2022 年度以前入学) 全学年 48 単位
G P Aの活用状況 (任意記載事項)		公表方法：		
学生の学修状況に係る参考情報 (任意記載事項)		公表方法：本学 WEB サイトの下記 URL (カリキュラム・ポリシー・、授業概要、カリキュラム、授業評価実施結果、学修時間調査結果) で公表 https://nafu.ac.jp/overview/disclose/educational-info.html		

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

公表方法：本学 WEB サイトの下記 URL で公表 URL： https://nafu.ac.jp/overview/campus-map
--

⑧授業料、入学金その他の大学等が徴収する費用に関すること

学部名	学科名	授業料 (年間)	入学金	その他	備考 (任意記載事項)
食料産業 学部	食料産業 学科	900,000 円	250,000 円	350,000 円	※初年度学費
	食料産業 学科	1,000,000 円	0 円	350,000 円	翌年度以降の学費

⑨大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

a. 学生の修学に係る支援に関する取組
(概要)
1. 入学前教育 早期に合格が確定した入学予定者を対象に、大学入学後に学生が授業を円滑に受講できることを目的として、数学、化学、生物、英語、国語などの基礎学力を復習するためのオンライン教材を提供している。さらに定期的に入学前学修の進捗状況を確認することで、一人ひとりの学修フォローも行っている。
2. 理数系基礎科目の配置 1 年次に理数系知識の基礎・基本を学修し理解を深めるための『理数系基礎科目』として、「数学入門」「生物学入門」「化学入門」「物理学入門」「生物学の基礎」「物理学の基礎」を配置している。また、これらの科目の多くには、入学時にプレイスメントテストを実施し、基準点に満たない学生には履修を必須としている。
3. 習熟度別の英語教育の実施 入学時に「英語」のプレイスメントテストを実施し、新入生の英語力の習熟度を把握。その結果をもとに、習熟度別のクラス分けを行い教育効果の高い指導を行っている。

4. 基礎ゼミ 1 年次前期において、学生を 15 名程度のグループに分けた「基礎ゼミ I」科目を配置。1 グループに 1 名の教員を配当することにより、基礎学修のサポートはもちろん、充実した大学生活を送るための助言や大学生の心構え等も指導している。なお、この教員は、1 年次の学生担任も担当している。
5. 担任制度 担任制度を採用しており、担任を通じて修学や大学生活、進路等に関するきめ細やかなアドバイスや指導を実施している。
6. オフィスアワーの設定 学生が教員へ、授業内容に関する質問はもちろんのこと論文やレポートの作成方法などの学修指導や相談を受けることができるよう、全専任教員が「オフィスアワー」を設定している。また学生が「オフィスアワー」を使って相談する際は、卒業後の進路や就職など大学生活全般にわたる個人的な相談等も気軽に行うことが可能である。
b. 進路選択に係る支援に関する取組 (概要) 進路選択については「社会連携推進部キャリア支援課」が中心となって支援している。キャリア支援課では、本学の特徴でもある社会とのつながりを重視した就職支援サポートを行うために「社会連携推進部社会連携推進課」と情報共有を図っている。 併せて、学生に対するきめ細かいキャリア支援の実現のため、新潟および胎内両キャンパスにそれぞれ【キャリアセンター】を設置している。キャリアセンターでは専門職員がキャリア支援を担当し、行政機関や民間企業等への就職に関するサポートに加え、進学や起業に関するサポートも本学の教育理念や教育課程の特色を踏まえ、早期から学生に働きかける取り組みを実施している。 <キャリア支援課の主な取り組み> ・就職支援プログラム ・就職支援セミナーの実施、NAFU JOB 博の実施
c. 学生の心身の健康等に係る支援に関する取組 (概要) 本学胎内キャンパス・新潟キャンパスの二つのキャンパスにそれぞれ医務室を設置しており、看護師が常駐して、日々のケガの応急処置や体調不良者の対応を行っている。また、健康診断や各種感染症対策についても医務室が中心となって対応している。 併せて、精神的な問題を抱えている学生に対しては、「こころの相談ルーム」を設置しており、臨床心理士の資格を持ったカウンセラーに相談ができる体制を整えている。 これらの取り組みについては、概略を本学 WEB サイトの下記 URL にて公表している。 https://nafu.ac.jp/college-life/support.html

⑩教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法

公表方法：本学 WEB サイトの下記 URL（情報公開ページ）で公表 URL： https://nafu.ac.jp/overview/disclose/

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	F115310105220
学校名（〇〇大学 等）	新潟食料農業大学
設置者名（学校法人〇〇学園 等）	学校法人新潟総合学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		63 人（ ）人	67 人（ ）人	69 人（ ）人
内 訳	第Ⅰ区分	27人	28人	
	（うち多子世帯）	（ ）人	（ ）人	
	第Ⅱ区分	11人	12人	
	（うち多子世帯）	（ ）人	（ ）人	
	第Ⅲ区分	14人	13人	
	（うち多子世帯）	（ ）人	（ ）人	
	第Ⅳ区分（理工農）	一人	一人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	一人	一人	
	区分外（多子世帯）	人	人	
家計急変による 支援対象者（年間）				人（ 0 ）人
合計（年間）				人（ 60 ）人
（備考）				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	一人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	一人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	一人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	一人	人	人
計	一人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
G P A等が下位4分の1	一人	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が警告の基準に該当)	一人	人	人
G P A等が下位4分の1	一人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	一人	人	人
計	一人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。